

平成21年6月11日  
九州圏広域地方計画推進室  
九州地方整備局企画部

## 九州圏広域地方計画及び 九州ブロックの社会資本の重点整備方針 に対する意見募集について

「広域地方計画」は広域ブロックにおける国土づくりの将来像や地域戦略等を示すものであり、また、「地方ブロックの社会資本の重点整備方針（以下、「地方重点方針」）」はそれを実現するための社会資本整備の具体的な方針を示すものであり、両者は、今後の各ブロックをかたちづくっていく上で根幹となる、まさに「車の両輪」となって機能するものです。

広域地方計画及び地方重点方針については、それぞれ平成20年7月4日の国土形成計画（全国計画）の閣議決定、平成21年3月31日の社会資本整備重点計画の閣議決定を踏まえて検討を進めているところであり、今後、本年夏頃を目途に策定する予定としております。

この策定にあたっては、各ブロックが持つ地理的・経済社会的・文化的条件等における地域特性を踏まえた独自性や多様性を重視しつつ、地域のニーズ等を十分に踏まえた計画づくりが非常に重要となりますので、九州圏広域地方計画 計画原案及び九州ブロックの社会資本の重点整備方針（素案）に対して、広く国民の皆様からのご意見を募集します。

なお、ご意見募集の実施要領につきましては、広域地方計画は（別紙1）を、地方重点方針は（別紙2）をご参照願います。

### 《問い合わせ先》

『九州圏広域地方計画』に関して

九州地方整備局 九州圏広域地方計画推進室

総括副室長 たなか やすゆき  
田中 泰幸

TEL 092-476-3552（直通）

『九州ブロックの社会資本の重点整備方針』に関して

九州地方整備局 企画部

機械施工管理官 かじ けんゆう  
加治 賢祐

TEL 092-471-6331（内線3132）

## 九州圏広域地方計画に係る意見募集要領

現在、国土交通省では、昨年7月に閣議決定されました国土形成計画（全国計画）を踏まえ、各広域ブロックにおける国土づくりの将来像や地域戦略等を示す広域地方計画の検討を進めているところです。九州圏広域地方計画の策定に当たっては、県、政令市、代表市町村、経済団体、国の地方支分部局からなる九州圏広域地方計画協議会における検討が積み重ねられてきたところであり、これを踏まえ、この度、九州圏広域地方計画の計画原案を作成いたしましたので、国土形成計画法第9条第3項の規定により、広く国民の皆様からのご意見を募集します。

- 意見募集の期間 平成21年6月11日（木）～平成21年7月10日（金）
- 意見募集の対象 九州圏広域地方計画 計画原案
- 資料の入手方法
  - (1) 九州圏広域地方計画推進室ホームページ  
<http://www.qsr.mlit.go.jp/suishin/>
  - (2) 窓口での配付  
九州圏広域地方計画推進室  
(住所) 福岡市博多区博多駅東2-9-1  
東福第二ビル101号室  
(※配布時間は、土・日曜日を除く、毎日9時半から18時まで)
  - (3) 郵送（国内のみ）  
「九州圏広域地方計画 計画原案 郵送希望」と明記し、返信用封筒（A4版封筒に、氏名、住所を記載の上、390円分の切手を貼付したもの。）を同封の上、下記の担当宛にお送り下さい。  
〒812-0013  
福岡市博多区博多駅東2-9-1  
九州圏広域地方計画推進室 意見募集担当 宛
- 意見の提出方法 意見提出様式にしたがって、次のいずれかの方法によりご意見をご提出ください。
  - (1) 電子メール
    - ・メールアドレス [suishin@qsr.mlit.go.jp](mailto:suishin@qsr.mlit.go.jp)
    - ・九州圏広域地方計画推進室 意見募集担当 宛
    - ・題名を「九州圏広域地方計画 計画原案に対する意見」として、テキスト形式でご提出ください。
  - (2) F A X

- ・FAX 番号 092-476-3560
- ・九州圏広域地方計画推進室 意見募集担当 宛

(3) 郵送

- ・〒812-0013  
福岡市博多区博多駅東2-9-1
- ・九州圏広域地方計画推進室 意見募集担当 宛  
(※7月10日必着)

■その他

- ・いただいたご意見の内容については、個人が特定されない形で公表させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・電話によるご意見の受付は対応しかねます。
- ・ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、ご了承ください。

【問い合わせ先】

九州圏広域地方計画推進室

担 当 古木、佐野、児玉

TEL 092-476-3552

## 九州ブロックの社会資本の重点整備方針に係る意見募集要領

現在、国土交通省では、平成21年3月31日に閣議決定されました社会資本整備重点計画に基づき、九州地方の社会資本整備の具体的な方針を示す「九州ブロックの社会資本の重点整備方針」の検討を進めているところです。この方針の策定に当たっては、県、政令市、経済団体、国の地方支分部局との意見交換等を行いながら検討を進めてきたところであり、この度、「九州ブロックの社会資本の重点整備方針」の素案を作成いたしましたので、以下の要領により広く国民の皆様からご意見を募集します。

■意見募集の期間 平成21年6月11日(木)～平成21年7月10日(金)

■意見募集の対象 九州ブロックの社会資本の重点整備方針(素案)

### ■資料の入手方法

(1)九州地方整備局ホームページ

<http://www.qsr.mlit.go.jp/vision/>

(2)窓口での配付

九州地方整備局企画部企画課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎6階

(※配布時間は、土・日曜日を除く、毎日9時半から18時まで)

(3)郵送(国内のみ)

「九州ブロックの社会資本の重点整備方針(素案) 郵送希望」と明記し、返信用封筒(A4版封筒に、氏名、住所を記載の上、140円分の切手を貼付したもの。)を同封の上、下記の担当宛にお送り下さい。

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎

九州地方整備局企画部企画課 事業調整・連携係 宛

### ■意見の提出方法

意見提出様式にしたがって、次のいずれかの方法によりご意見をご提出ください。

(1)電子メール

・メールアドレス [kikaku@qsr.mlit.go.jp](mailto:kikaku@qsr.mlit.go.jp) (企画課 事業調整・連携係 宛)

・題名を「九州ブロックの社会資本の重点整備方針(素案)に対する意見」として、テキスト形式でご提出ください。

(2)FAX

・FAX番号 092-476-3462 (企画課 事業調整・連携係 宛)

(3)郵送

・宛先は上記(3)に同じ(7月10日必着)

### ■その他

- ・いただいたご意見の内容については、個人が特定されない形で公表させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・電話によるご意見の受付は対応しかねます。
- ・ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、ご了承ください。

### ■問い合わせ先

九州地方整備局企画部企画課 加治(かじ)、村田、甲斐田(TEL 092-471-6331)